

水循環基本法の施行期日を定める政令案参照条文

○水循環基本法（平成二十六年四月二日法律第十六号）（抄）  
附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 （略）